

Analysis of Katsumoto Katagiri' s letter of donation in Waden -ji Temple.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 片山, 正彦, KATAYAMA, Masahiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.20608/00000976

史料紹介

和田寺にのこる「片桐寄進状」

片山 正彦^{1) 2)}

Analysis of Katsumoto Katagiri's letter of donation in Waden-ji Temple.

Masahiko KATAYAMA^{1) 2)}

要旨

本稿は、兵庫県篠山市今田町の和田寺（わでんじ）が所蔵する「片桐寄進状」について、述べるものである。平成28年（2016）11月、筆者は篠山市役所今田支所職員より翌29年度の古文書講座の講師依頼を受け、その調査の一環として和田寺を訪れた。本稿において紹介する竖帳とそこに含まれる「片桐寄進状」は、これまでに行われた調査では紹介されていないものである。

内容については、天正20年（1592）9月、秀吉の家臣である「片桐市正」且元が和田寺に宛て、寺の南北西方の「山鼻壺町」を限り、本尊へ寄進するというものである。同年には「文禄の役」が執行されたが、且元は9月中旬には釜山周辺に在陣していたという。且元が朝鮮へ渡海した正確な日付がわからないが、渡海の直前に発給したものかもしれない。

本稿において「片桐寄進状」を検討することによって、これまで中世を中心に述べられてきたこの地域における和田寺の性格をより一層明らかにできるのではないかと思う。

キーワード：和田寺、片桐且元、寄進状

SUMMARY

This article is about Katsumoto Katagiri's letter of donation that is held by Waden-ji Temple in Konda Town, Sasayama City, Hyogo Prefecture.

In November, Heisei 28 (2016), the author received a request from the Sasayama City Hall Konda branch officials for lectures relating to an old document course in the following fiscal year, and visited Waden-ji Temple as a part of the survey. The books introduced in this article and Katagiri's letter of donation contained therein have not been introduced in the surveys conducted so far.

Regarding the contents, in September, Tensyou 20 (1592), Hideyoshi's vassal Katsumoto Katagiri

1) 保健科学部看護学科（非常勤） 2) 市立枚方宿雛屋資料館学芸員

was addressed to Waden-ji Temple, to the west of the temple, and had to go to the main honorific dormitory. The war of “Bunrokunoeki” was executed in the same year, but he was in the vicinity of Busan in the middle of September. Although I do not know the exact date when he went to Korea, it may have been issued just before the waters.

I think that Katagiri's letter of donation can further clarify the character of Waden-ji Temple in this area, which has been described mainly in medieval times.

Key words : Waden-ji Temple, Katsumoto Katagiri, letter of donation

はじめに

本稿は、兵庫県篠山市今田町の和田寺（わでんじ）が所蔵する「片桐寄進状」について、述べるものである。

和田寺が所蔵する文書「和田寺文書」は、昭和35年（1960）に黒田俊雄氏によって広く知られるようになった¹。

のちに「和田寺文書」を調査した小林基伸氏によれば、「それまで存在が知られずにいた理由のひとつとして、東京大学史料編纂所の影写本に未収であったことがあげられる」という。ただ、古くは正徳6年（1716）に成立した『篠山封疆志』が文書や制札の存在に言及している。また、明治19年（1888）に作成された「明細帳」にも古文書の所蔵が明記されている。昭和35年、当時神戸大学にいた黒田が『兵庫史学』24号に「和田寺文書」を翻刻、掲載した。これより先、昭和33年に刊行された『多紀郡郷土史考』において、筆者の奥田楽々斎は「和田寺文書」の一部を引用し、その他の文書の存在もあきらかにしている。「和田寺文書」は当時すでに地元の一部の人に知られており、黒田も、昭和33年に篠山で合宿をしたおりに地元の高校の先生方から教えてもらい、和田寺を訪れたのである。この訪問により、近世文書を含む58点が初めて解説され、広く紹介されることになった。その後、中世文書42点が昭和63年に刊行された『兵庫県史 史料編中

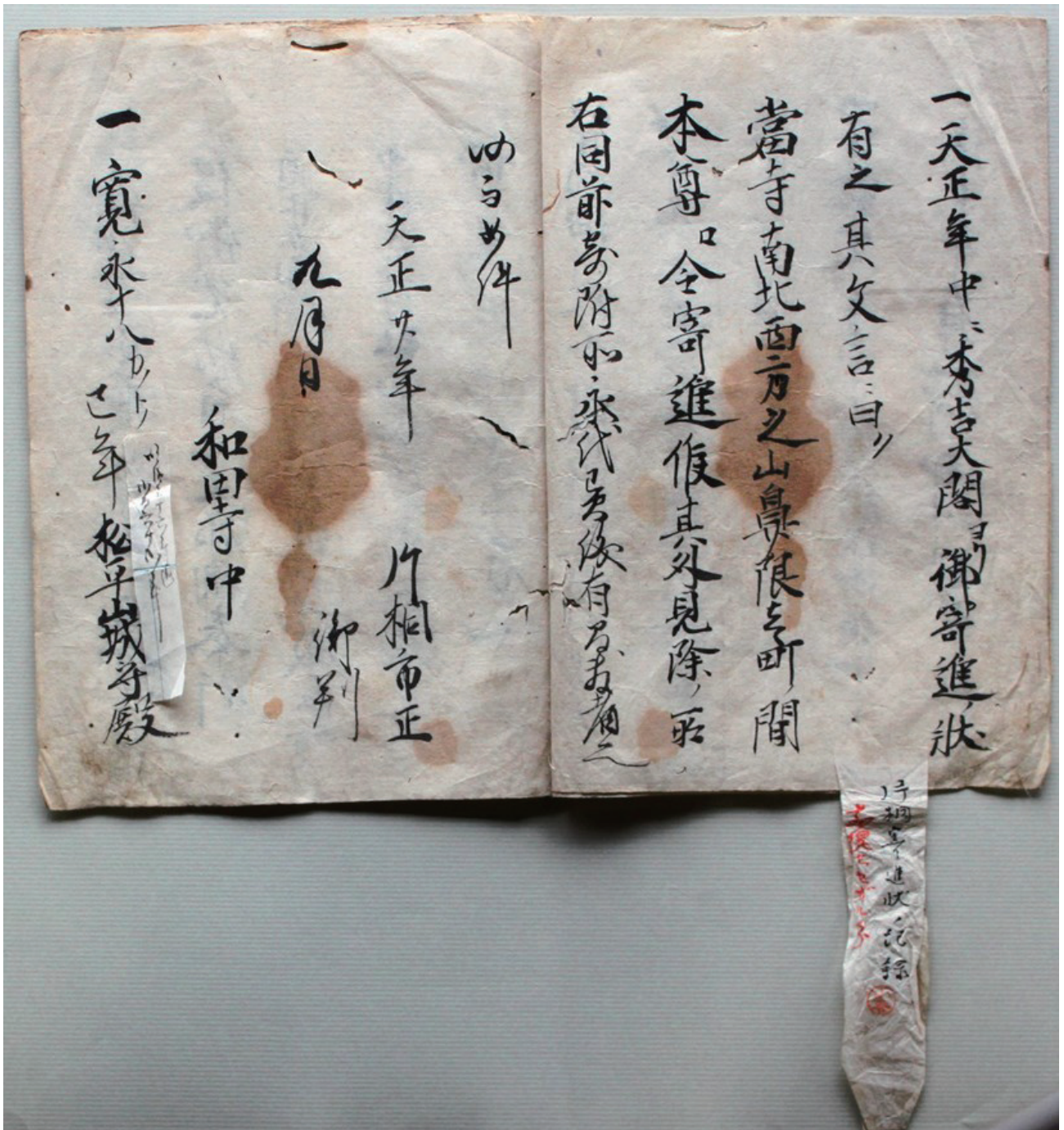
世三』に記載され、これによって和田寺文書はより整備された形で提供されることになった²。

『集成』刊行にあたって「和田寺文書」を調査した小林氏によれば、和田寺には62点の文書が伝来するが、その中には①和田寺の来歴や組織、運営に関わるもの、②室町時代の小野原荘に関係するもの、③丹波守護細川京兆家に関するもの、④制札がある。数こそ多くないものの、中世の丹波における地方寺院のあり方や農民の様相を示すものとして重要であるという³。

平成28年（2016）11月、筆者は篠山市役所今田支所職員より翌29年度の古文書講座の講師依頼を受け、その調査の一環として和田寺を訪れた。結論からいえば、これまでに紹介されていない史料を数点確認することができた。小林氏も含め、これまでの和田寺における史料調査は、主に中世文書が中心であった。今回本稿で紹介する縦帳とそこに含まれる「片桐寄進状」がこれまでの調査から漏れたのは、中世文書と捉えられなかったことに依るかもしれないし、原史料ではないことに依るかもしれない。

いずれにせよ、本稿において紹介する縦帳とそこに含まれる「片桐寄進状」（写真1）は、これまでに紹介されていない数点のものの内の一点である。この史料が、これまで中世を中心に述べられてきたこの地域における和田寺の性格をより一層明らかにできるのではないかと思う。

写真1



史料の紹介

管領細川政元、同高国卷数御請状、并可為御祈願所之御下知状等数通被下、今ニ有之一古証文ニ寺中山林諸役御免之御黒印有之、何ノ御判ト云事不知之、

〔(付箋あり、後筆カ)「(朱書きにて)前提書セラル分」発行人不明ノ分記録(印)〕

一天正年中ニ秀吉太閤ヨリ御寄進ノ状有之、其文言ニ曰ク、

〔(付箋あり、後筆カ)片桐寄進状ノ記録(印)「(朱書きにて)前提書セラル分」〕

当寺南北西方之山鼻限壺町間、本尊江令寄進候、

其外見除ノ所右同前寄付所、永代異儀有間敷者也、仍而如件

天正廿年 片桐市正

九月日 御判

和田寺中

一寛永十八〈カノトノ〉

〔(付箋あり、後筆カ) 明治三十六年迄二百六十二年〕

巳年 松平山城守殿

御代官安藤長右衛門殿、高拾石ノ所、諸役御免ノ状有之、又郡御奉行酒井五郎右衛門殿、松山左近右衛門殿、兩人ヨリ小野原村福西助右衛門兩人へ、右御免ノ状被遣、其状当寺ニ有之

〔(付箋あり、後筆カ) 明暦五年—明暦二年ヨリ■老年前、承応三年ノ午年トナル〕

一明暦二丙申年、

〔(付箋あり、後筆カ) 三十六年迄二百四十七年〕

松平若狭守殿御領内御検地之砌、当寺高拾石所棹入、高五拾石七斗余ニ成ル、然ルニ右之内拾三石御引被成、御寄進分ニ成リ、残テ三十八石ハ御年貢ヲ上候、諸役御免也

一寛文五巳年、天下諸寺社領高書付可指上旨、江戸寺社御奉行依御下知之旨、東数山役者衆ヨリ、依仰当寺領高拾三石、并竹木代々(後欠カ)

史料の解説

本史料は豎帳であり、和田寺が所蔵していた文書の一部を書き留めておいたものであろう。後筆とみられる付箋に「明治三十六年迄二百六十二年」とあり、これに従えば、この豎帳は少なくとも明治36年以前には存在していたと推測される。

まず「管領細川政元、同高国巻数御請状、并可為御祈願所之御下知状等数通被下、今ニ有之」とあり、細川政元と高国の巻数請状と、細川の御祈願所としての下知状が数通下され、この時にあったという。細川政元の巻数請状については『集成』になく、今回の調査でも確認できなかった⁴。高国の巻数請状については、『集成』文書番号35～38に確認する

ことができる。また「為御祈願所之御下知状等数通」とされるものも、『集成』文書番号13・14などがそれに当たると思われる。

具体的な内容について記されているのは、「天正年中二秀吉太閤ヨリ御寄進ノ状」である。天正20年(1592)9月、秀吉の家臣である「片桐市正」且元が和田寺に宛て、寺の南北西方の「山鼻」(山の尾根の突き出たところ)「壺町」を限り、本尊へ寄進するというものである。後筆とみられる付箋に「片桐寄進状ノ記録」とあることから、ひとまずこれを「片桐寄進状」とする。

この「片桐寄進状」について記している、以下の近世文書を確認しておく。

【史料1】⁵

乍恐奉言上候

妙法院御門主末流 二臈山 和田寺

一、当山者文治元乙巳年後鳥羽院御宇開基、寺号ヲ東光寺ト申、高山之絶頂ニ有之候、尤諸伽藍等、初昔為兵乱仏閣寺院悉焼失仕旧跡于今御座候、再興修造之義人夫公匠等不自由ニ付、此山之麓和田谷ト申所へ、嘉慶三年ニ堂塔寺院曳移シ、明德三年ニ寺号ヲ改、和田寺ト申候御事

一、一千日山籠行法、従法道仙人伝来ニ而、天下御安全之御祈禱、往古より無断絶相勤来リ、其節御祈禱之御巻数等、御公儀江指上ケ、則義澄將軍義晴將軍之官領細川政元同高国同勝元御請状所持仕候御事

一、堅板制札ニ枚、天正年中秀吉公境内御寄進御証文、其外古証文等数通所持仕候御事

一、往古者坊舎八拾余宇御座候由申候へ共次第ニ減少仕、只今漸十軒斗ニ罷成、別而近年者諸事寺法寺役等も難相勤、勿論諸伽藍等及大破候得共、修復仕義も不相叶、雖然右行法開基相承大切成義、殊ニ天下御安全之御祈禱無怠慢修行仕候、右之仕合ニ御座候得者、一坊相統之弟子等も養育難成右行法等も及懈怠可申哉と、千万難義ニ奉存候御事

右之趣願申上、度々近代之僧等相歎申由ニ御座候得

共、預り御苦勞之義憚多奉存、乍心外年月をむなしく打過申候、今一山之愚僧共極貧故余り難義存、乍恐奉願候旨、被為仰上、一山造営之被為思召奉蒙御憐愍、弥御武運長久之御祈禱無怠慢相勤、諸伽藍等少々之修復をも仕、且又古証文等御披見被為遊、御慈悲之上、如何様共被為仰付被下候ハハ、難有可奉存候

宝永八辛卯年二月日 二臈山和田寺惣中

御奉行所

【史料2】

(包紙上書き)

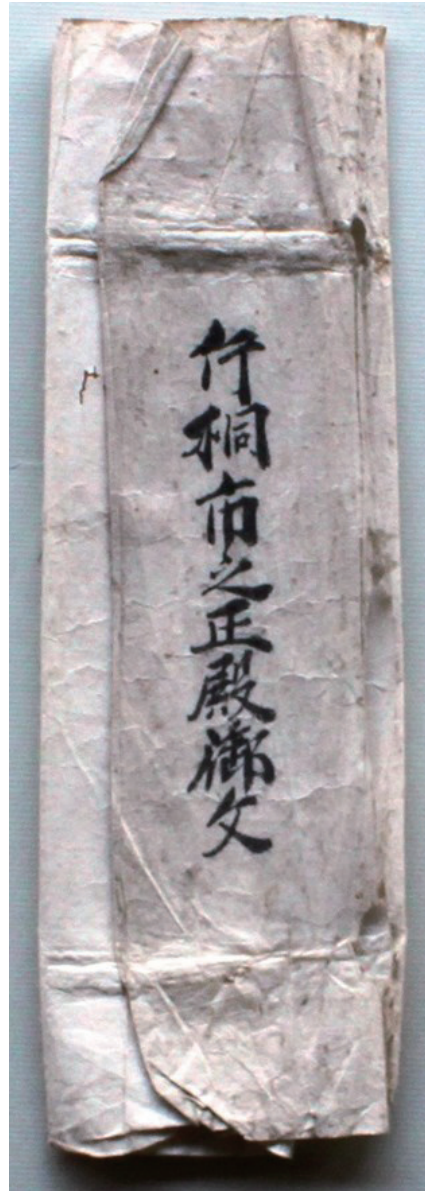
「片桐市之正殿御文」

【史料1】は、宝永8年(1711)2月、和田寺が篠山藩の奉行所へ宛てた願書である。和田寺の開基を書き上げるとともに、「義澄將軍義晴將軍之官領細川政元同高国同勝元御請状所持仕候御事」と、細川政元と高国の「御請状」を所持していることをここでも述べている。これに加えて、「堅板制札二枚、天正年中秀吉公境内御寄進御証文、其外古証文等数通所持仕候御事」とあり、天正年間に秀吉が和田寺に発給した寄進状を所持していることも述べている。おそらく、これが前掲の堅帳にあった「天正年中二秀吉太閤ヨリ御寄進ノ状」であり、「片桐寄進状」であろう。

【史料2】は、「片桐市之正殿御文」と上書きのある包紙である。包紙のみで、原本は確認できなかった。所蔵者(現和田寺住職)によれば、実は「片桐市之正殿御文」の原本はあったが、現在は所在不明であるという。所在不明となった詳しいいきさつについては、聞き取ることができなかった。今となつては内容も不明であるが、おそらくこれが前掲の堅帳にあった「片桐寄進状」と考えられよう。

さて、天正20年といえ、秀吉による朝鮮出兵、いわゆる「文祿の役」が執行された年である。曾根勇二氏によれば、且元は同年9月中旬には、牧村政玄や岡本重政らと釜山周辺に在陣していたという⁶。「片桐寄進状」には「御判」とあるので、おそらく原

写真2



本には且元自身の花押が捺されていたとみられる。ただ「九月日」としかなく、正確な発給日が分からない。且元が朝鮮へ渡海した正確な日付がわからないが、渡海の直前に発給したものだろうか。

且元と和田寺の関係については、今のところ「片桐寄進状」のほかにその関係を示す史料は見出せない。且元の父親直貞は、北近江の戦国大名浅井氏の家臣であったが、且元は浅井氏滅亡後に北近江に入国した秀吉に見出されたという⁷。秀吉に仕えることとなった且元と弟の貞隆は、秀吉に従って各地を転戦するようになるが、『兵庫県史』によれば且元・

貞隆が丹波国や播磨国において史料上確認できるようになるのは、天正8年9月19日、貞隆が「神東郡の内百五十石」を秀吉から宛行われてからである⁸。天正8年正月には、秀吉は信長の命により播磨国三木城の別所氏を倒しており、信長は播磨国への支配を強めていた。貞隆への知行宛行も、この一環であろうと推測される。

史料上確認できる且元と丹波国や播磨国との繋がりには、天正15年(1587)9月21日に且元が播磨清水寺に与えた書状⁹などによる。これによれば、「丹州市原之内木津村堺目与幡(播)州清水寺東坂之下鍋峠北南之横路を限申旨、双方誓紙之上者、無紛儀候条、向後相違有間敷候」とあり、丹波国の木津村と播磨国清水寺の境界を双方の誓紙によって確定させている。なお、これには「片桐市正直盛(花押)」と署名しており、「直盛」は且元の初名とされる。この他、年未詳だが同じく播磨清水寺に宛てた「青銅百疋」の礼状にも、「片桐市正直盛(花押)」と署名している¹⁰。

おわりに

本稿では、兵庫県篠山市今田町の和田寺が所蔵する「片桐寄進状」について紹介し、若干の分析を行った。

「片桐寄進状」は、和田寺が所蔵する豎帳に含まれ、これまでの調査では紹介されていないものの内の一点である。内容については、天正20年(1592)9月、秀吉の家臣である「片桐市正」且元が和田寺に宛て、寺の南北西方の「山鼻」(山の尾根の突き出たところ)「壺町」を限り、本尊へ寄進するというものである。天正20年には「文禄の役」が執行されたが、且元は同年9月中旬には、牧村政玄や岡本重政らと釜山周辺に在陣していたという。且元が朝鮮へ渡海した正確な日付がわからないが、渡海の直前に発給したものかもしれない。

これまで和田寺文書は、中世の丹波における地方寺院のあり方や農民の様相を示すものとして重要な

文書群であるとされてきた。だが、今回紹介した史料によれば、近世初期には片桐且元を介して豊臣政権の寄進を受けていた可能性がある。このことは、【史料1】で確認したように、これ以降の和田寺の由緒の1つとして認識されることにもなったのである。

本史料の他にも和田寺には、これまでに紹介されていない史料が数点確認できており、今後引き続いて調査していきたいと考えている。

最後となったが本史料の調査等にあって、篠山市役所今田支所職員の河野克人氏、和田寺住職の武内普照氏、門真市立歴史資料館学芸員の常松隆嗣氏に協力いただいた。ここに記して謝する。

文献

- 1 黒田俊雄.”〔資料紹介〕和田寺文書“.兵庫史学.24,1960,p.33-45.
- 2 史料解説.今田町古文書史料報告第2集 和田寺文書集成.今田町教育委員会,1999,p.36.以下、『集成』と略記する。
- 3 “史料解説”.集成.p.36.
- 4 ただし、細川政元の禁制(『集成』文書番号16~18参照)は現存する。
- 5 “57和田寺修復願書”.集成.p.32.
- 6 曾根勇二.片桐且元.吉川弘文館,2001,p.59.
- 7 曾根前掲書 p1~4.
- 8 兵庫県史 史料編近世一.兵庫県史編集専門委員会,1989,p4
- 9 “448 片桐且元書状”.兵庫県史 史料編中世二.兵庫県史編集専門委員会,1987,p.331.
- 10 “450 片桐且元書状”.兵庫県史 史料編中世二.兵庫県史編集専門委員会,1987,p.332.